

令和 7 年度特命随意契約理由書

		整理番号	物1
所 管 課	保健部 地域医療推進課		
契 約 案 件 名	見島診療所 歯科用サクショナー式		
案 件 の 概 要	見島診療所の歯科用サクショナー式について、耐用年数を経過しているため機器更新を行うもの。		
契 約 締 結 日	令和7年10月23日		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	(所在地) 山口県下関市秋根本町1-5-33 (名 称) 株式会社玉井歯科商店 下関店		
契約期間又は履行期限	令和7年10月23日 ～ 令和8年3月19日		
契 約 金 額 (税 込)	2, 0 0 4, 0 9 0 円		
特命随意契約の理由	見島診療所歯科は、山口大学医学部歯科口腔外科との派遣協定に基づき医師の派遣を受けて運営している。 医療機器の選定については、診療行為に大きく影響を及ぼすこと、また、派遣医師の交代の影響も踏まえ、現在の派遣医師及び派遣元医局に依頼決定されたものである。選定機器は株式会社ヨシダ製で、県内では販売特約店が株式会社玉井歯科商店営業所のみとなっている。		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号		
備 考			

※契約内容についての問い合わせ先は、保健部地域医療推進課です。電話：0838-25-2182

令和 7 年度特命随意契約理由書

	整理番号	物2
所 管 課	総合政策部 情報政策課	
契 約 案 件 名	総合行政システム A S P サービス使用（標準準拠システム移行後）	
案 件 の 概 要	住民記録情報・税情報・内部情報等の行政事務の基幹システムである総合行政システムの各業務サービスの利用を行うものである。	
契 約 締 結 日	令和7年11月1日	
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	（所在地）熊本県熊本市中央区九品寺1丁目5番11号 （名 称）株式会社RKKCS	
契約期間又は履行期限	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	
契 約 金 額 （ 税 込 ）	19,229,650円	
特命随意契約の理由	総合行政システム構築業者であり、他業者では不可能であるため。	
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第2号	
備 考		

※契約内容についての問い合わせ先は、総合政策部デジタル政策課です。電話：0838-25-3318

令和7年度特命随意契約理由書

		整理番号	物3
所 管 課	教育委員会事務局 学校教育課		
契 約 案 件 名	Wi-Fi LINQ 国内専用モバイルWi-Fiサービス		
案 件 の 概 要	本業務は、児童・生徒が学習用端末を持ち帰り学習を行う際、家庭にインターネット環境がない者へモバイルルーターの貸し出しを行うものである。		
契 約 締 結 日	令和8年3月1日		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	(所在地) 東京都墨田区横網1丁目10-5 KOKUGIKAN FRONT BUILDING 2F (名 称) レッドホースコーポレーション株式会社		
契約期間又は履行期限	令和8年3月1日 ～ 令和9年3月31日 (13カ月間の長期継続契約)		
契 約 金 額 (税 込)	2,072,400円		
特命随意契約の理由	契約の相手方はモバイルルーターの納入業者であり、クラウドSIMを採用している。このクラウドSIMによる通信サービスは、他社端末への切り替えが技術的に不可能なわけではないが、同様のサービスを提供できる競合事業者が存在しない。そのため、契約の相手方のみが提供可能なサービスであり、実質的に競争の余地がないため。		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
備 考			

※契約内容についての問い合わせ先は、教育委員会事務局学校教育課です。電話：0838-25-3561

令和 7 年度特命随意契約理由書

		整理番号	物4
所 管 課	商工観光部 商工振興課		
契 約 案 件 名	暮らし応援商品券		
案 件 の 概 要	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民一人ひとりの暮らしを応援するとともに、市内での消費を活性化するため、期間限定の商品券を発行する。		
契 約 締 結 日	令和8年3月27日		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	(所在地) 山口県萩市大字東田町 1 9 番地 4 (名 称) 萩市共通商品券協同組合		
契約期間又は履行期限	令和8年3月27日 ～ 令和8年4月17日		
契 約 金 額 (税 込)	607,500,000円		
特命随意契約の理由	萩市内共通商品券の発行を行っている業者が 1 社のみであるため。		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号		
備 考			

※契約内容についての問い合わせ先は、商工観光部産業政策課です。電話：0838-25-3108